第１章　背景と位置づけ

原っぱ

いきもの

この計画では、地球に暮らすすべての生命(いのち)あるものを「いきもの」と表現します。「いきもの」には、人、鳥、魚、昆虫などあらゆる場所にすむ動物、樹木や草、コケ、シダなどのさまざまな植物のほか、きのこなどの菌類、土の中で落ち葉を分解したり水を浄化しているバクテリアなども含みます。

1－1　生物多様性とは

生物多様性とは、さまざまな「自然」があり、そこに特有の「個性」を持ついきものがいて、それぞれの命がつながりあっていることをいいます。食料や水の供給、気温等の安定、水質の浄化、私たち人間へのうるおいや安らぎの付与などの「生態系サービス」と呼ばれる「自然の恵み」は、生物多様性のバランスの上に成立しています。しかし、近年世界中の人々の消費活動の負荷等によって生物多様性の損失が進行し、地球の生態系に重大な変化をもたらすおそれがあるといわれています。

このような「生物多様性の危機※」といわれる状況の中で、日本では、2008(平成 20)年に生物多様性基本法※が制定され、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて地方自治体の「生物多様性地域戦略※」の策定が努力義務化されています。2010(平成 22)年 10 月には名古屋市で生物多様性条約※第 10 回締約国会議(COP10)が開催され、愛知目標※等が採択されました。

都市部は世界の人口の半数以上が集中し、消費活動が盛んに行われる一方、多大な生物多様性の恩恵を受けていることから、自然と共生するまちづくりや生態系に負荷をかけないライフスタイルの実践など、生物多様性の確保と普及啓発が重要との認識が広がっています。

目黒区は、2012(平成 24)年、区制施行 80 周年を迎えています。樹木本数が減少するなど自然環境の変化が進んでいますが、いきものに配慮した公園の整備や区立小学校でのビオトープ※の設置を進め、区民の参加により実施してきた生物調査などによって、身近な場所にもさまざまないきものが生息していることが判明しています。

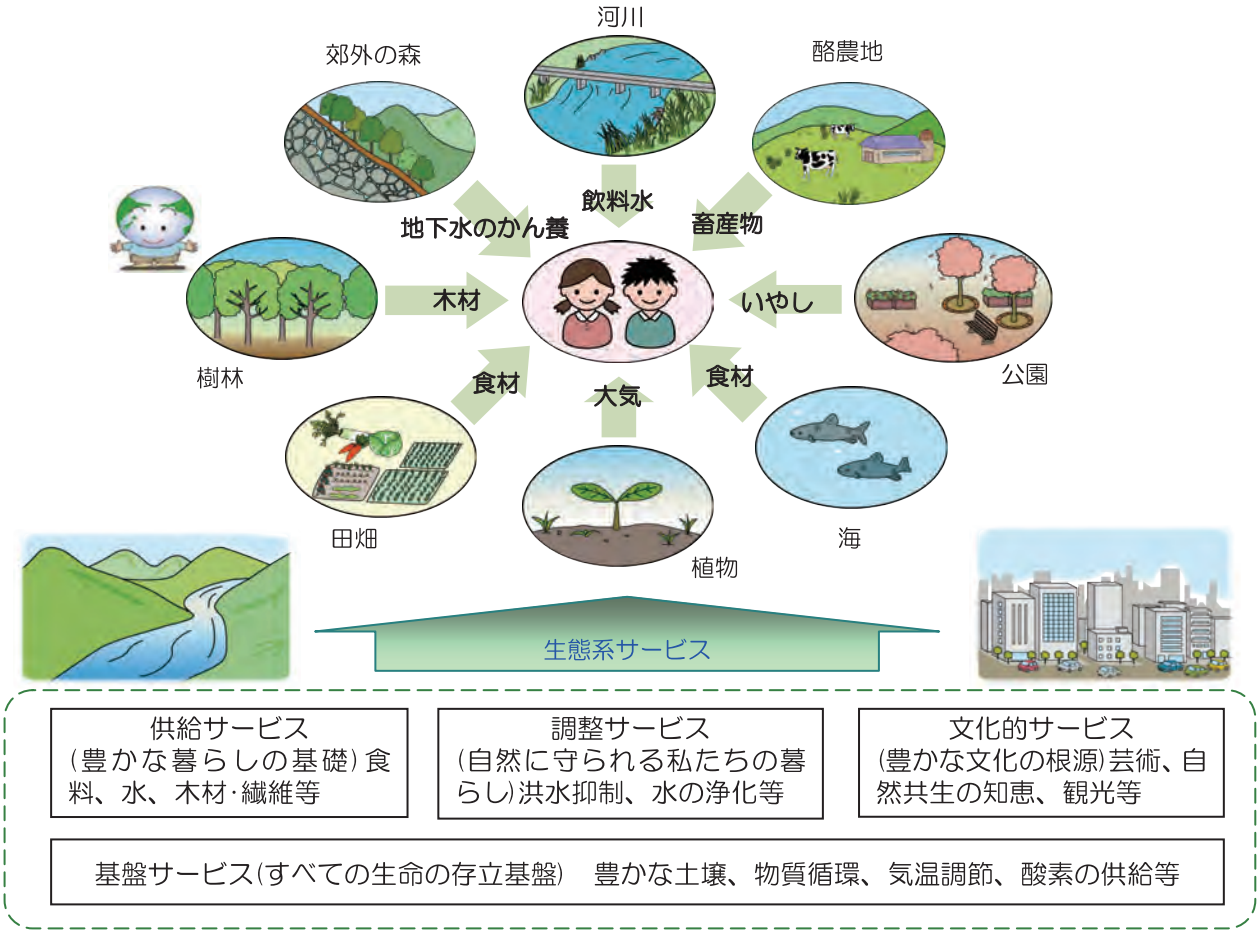

図 1-1　自然の恵みによって支えられる私たちの暮らし[R]

1－2　計画の位置づけ

（1）国際条約

生物多様性国家戦略※等の根拠となる生物多様性条約は、1992（平成4）年にブラジルで開催された環境と開発に関する国際連合会議（地球サミット）※で、「気候変動枠組条約※」とともに署名が開始され、双子の条約とも呼ばれています。注1

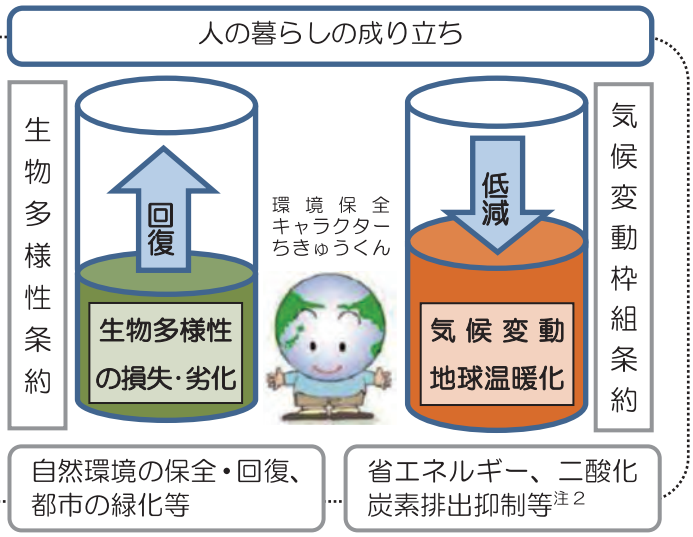

注1　環境白書（2010（平成22）年度　環境省）より

注2　目黒区では、「目黒区地球温暖化対策地域推進計画」により、取り組んでいます。

図　1－2　双子の条約

（2）ほかの計画等との関係

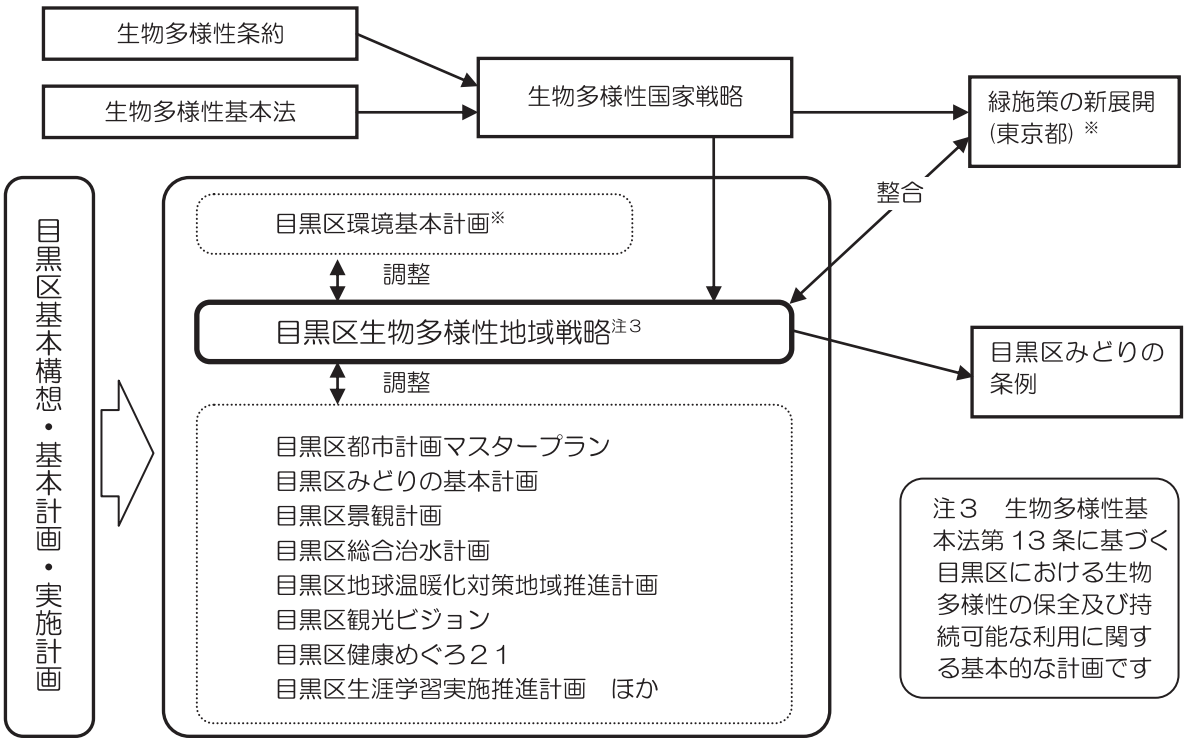

図　1－3　ほかの計画等との関係

1－3　対象の区域と期間

（1）対象区域：　目黒区全域

（2）対象期間：　2032（平成44）年　目黒区制施行100周年

短期目標：　2020（平成32）年

・2020（平成32）年は「愛知目標」及び「緑施策の新展開（東京都）」の目標年

図 1－4　目黒の歳時の例(自然に育まれている私たちの暮らし)　区民による身近な生物調査※より